

ハイレベル宣言

(国際化学物質管理会議の文書をもとに環境省仮訳)

我々、2006年2月4-6日、ドバイにて開催された国際化学物質管理会議に参集した閣僚、政府代表団長、並びに市民社会及び民間部門の代表は、以下のとおり宣言する。

1. 我々が、あらゆる発展段階の国において、貧困及び疾病の根絶、人の健康及び環境の改善、並びに生活水準の向上及び維持を含む持続可能な発展を成し遂げようとするならば、化学物質の適正な管理は必要不可欠である。

2. アジェンダ 21¹の 19 章及び国際労働機関(ILO)条約第 170 号(職場における化学物質の使用の安全に関する条約)及び第 174 号(主要な産業事故の防止)の実施を通じた国際的な化学物質管理について、また、「国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約」及び「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」の最近の発効を通じた特に有害な化学物質への対処について、重要な進展が見られたが、その進展はまだ不十分である。

3. 民間部門は、化学物質の安全性の推進のため、プロダクト・スチュワードシップや化学産業のレスポンシブル・ケア・プログラムのような自主的なプログラムやイニシアチブを通じて、かなりの努力を行ってきた。

4. 公衆衛生と環境に関する非政府組織、労働組合その他の市民社会組織は、化学物質の安全性の推進に対して重要な貢献を行ってきた。

5. しかしながら、化学物質管理における進展は、地球規模で十分とはいえず、世界における環境は、大気、水及び土地の汚染を受けており、何百万の健康と福祉を奪いつけている。

6. 協調した行動を取る必要性は、開発途上国や移行経済国の化学物質管理の能力の不足、農業における農薬への依存、有害化学物質への労働者の曝露、人の健康と環境の両方に対する化学物質の長期間の影響の懸念を含む国際的なレベルでの化学物質安全への広範な懸念によってさらに強調される。

7. 地球規模の化学物質の生産、貿易及び使用は増加しつつあり、その増加パターンは、開発途上国及び移行経済国、特にそれらの中の後発開発途上国及び開発途上にある島嶼

¹ 環境と開発に関する国連会議報告、リオデジャネイロ、1992年6月3-14日(United Nations publication, Sales No. E.93.I.8 and corrigenda) 第1巻: 会議において採択された決議、決議 1、附属書 II。

国において化学物質管理の負荷を増大させており、それらの諸国がこの課題に立ちむかうことに特別な困難が生じている。結果として、社会の化学物質管理の方法において根本的な改革が必要とされている。

8. 我々は、締結した国際協定を実施し、それらの間に存在する一貫性及び相乗効果を強化し、適切な場合には国際的な化学物質政策の枠組みにおける間隙を補うために取り組むことを決意する。

9. 我々は、化学物質の安全性を達成し、それによって貧困との戦い、脆弱な集団の保護、公衆の健康や人の安全の前進に貢献するために、団結及びパートナーシップの精神をもって約束する。

10. 我々は、人権と基本的な自由を尊重すること、生態系の一体性を理解し尊重すること、及び化学物質の適正管理を達成するための地球規模の努力を向上させる我々の理想と現実との格差に対処することを約束する。

11. アジェンダ 21 及びヨハネスブルグ実施計画²、特にそのパラグラフ 23 に従い、化学物質及び有害廃棄物のライフサイクルを通じた適正管理を推進するという我々の約束は、確固たるものである。我々は、国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ(SAICM)が、ミレニアム宣言で設定された国際的に合意された発展の目標に対し、重要な貢献をなすことを確信する。SAICM は、化学物質の安全性に関する過去の国際的なイニシアチブに基づいて構築される。

12. それ故に、我々は、本宣言とともに我々の SAICM 及びその実施への我々の確固とした約束を構成するものとして、包括的方針戦略を採択する。

13. 我々は、現在のそして常に変化する社会的ニーズに対応するため、環境と開発に関するリオ宣言³、アジェンダ 21、化学品安全に関するバイア宣言⁴、ヨハネスブルグ実施計画、2005 年世界サミットの成果⁵、及びこの SAICM において表明された化学物質管理への約束を満たすための手段及びガイダンス文書として、世界行動計画を活用し、さらに開発することを勧告する。

14. 我々は、生活水準の改善、公衆衛生及び環境保護のため、グリーンケミストリーを

² 持続可能な開発に関する世界サミット報告、南アフリカ、ヨハネスブルグ、2002 年 8 月 26 日-9 月 4 日 (United Nations publication, Sales No. E.03.II.A1 and corrigendum) 第 1 章決議 2 附属書

³ 環境と開発に関する国連会議報告、リオデジャネイロ、1992 年 6 月 3-14 日 (United Nations publication, Sales No. E.93.I.8 and corrigenda) 第 1 巻：会議において採択された決議、決議 1、附属書 I。

⁴ 化学品安全に関する政府間フォーラム、第 3 セッション、フォーラム III 最終報告書 (IFCS/FORUMIII/23w)、附属書 6。

⁵ 総会決議 60/1

含む化学の利益を実現させることを決意するとともに、化学物質の安全な生産及び使用のために、引き続き協働することを決意した。

15. 我々は、すべての段階での化学物質及び有害廃棄物の適正管理を達成するため、すべての関係者の対応能力を強化することを約束する。

16. 我々は、化学物質のライフサイクル管理のため、公的及び民間の財源から、国家的又は国際的な資金を引き続き活用する。

17. 我々は、開発途上国及び移行経済国における特別なニーズに対処し、化学物質の適正管理、並びに化学物質でない代替を含むより安全な代替製品及び工程の開発のための能力を、パートナーシップ、技術支援及び資金援助を通じて強化することにより、先進国と開発途上国及び移行経済国との間の持続可能な化学物質管理を達成する能力の格差の縮小や不一致への対処に向けて取り組む。

18. 我々は、特に化学物質管理への女性の均等参加に努めるなど、社会のすべての部門にわたる透明性、公衆参加及び説明責任によって、効果的かつ効率的な化学物質管理のガバナンスに向けて取り組む。

19. 我々は、中小企業及び非公的部門による SAICM の実施への参加を強化するなど、政府、民間部門及び市民社会の間のパートナーシップに積極的に取り組む。

20. 我々は、化学物質やそれによって作り出された製品を安全に使用するために必要とされる化学物質の健康及び環境への影響などに関するデータ及び情報を、関係者に入手可能とすることについての、産業界の責任を強調する。

21. 我々は、化学物質が人の健康及び環境に与えるリスクを含む、化学物質のライフサイクル全般にわたる適切情報及び知識を、公衆が入手することを容易にする。

22. 我々は、新しくより安全な代替製品及びプロセスの開発の革新を推進するため、商業的、産業的な秘密の情報や知識を、国の法令に基づき、またそのような法令がない場合には国際的な規定に基づき、保護することを確実にする。しかしながら、人の健康と安全及び環境に関する情報は、秘密とはみなされないことを再確認する。

23. 我々は、社会の中でも、有害な化学物質がもたらすリスクに対して特に脆弱な集団、又はそれらの物質に高レベルで曝露される集団を守るための特別な努力を行う必要性について認識する。

24. 我々は、子供たちや胎児を、彼らの将来の生命を損なう化学物質の曝露から守るこ

とを決意する。

25. 我々は、有毒、有害で、禁止され厳しく規制された化学物質、化学製品及び廃棄物の不法な取引を防止するよう努力する。

26. 我々は、化学物質及び有害廃棄物の適正管理を、持続可能な開発、開発援助及び貧困の削減のための戦略などの、国、地域及び国際的な政策枠組みにおいて、優先事項として推進する。

27. 我々は、すべての関連した国連機関及び国連専門機関、基金および計画の作業プログラムの中に、SAICMを統合するよう努める。

28. 我々は、国際的な化学物質管理の分野での新たな自発的イニシアチブとして、戦略的アプローチは、法的拘束力をもつ手段ではないことを認識する。

29. 我々は、実施及び進捗の管理は、成功を確実にする上で決定的な事項であり、この観点から、ガイダンス、検討及び運営上の支援のために、安定的、長期的、参加型で、複数部門にわたる構造が必要であるとの認識を共にする。

30. 我々は、SAICMの実施のため、開かれた、包括的、参加型、透明な方法で、十分に協力することを決意する。